



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)
号外 第 37 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (青少年家庭課) 1

告 示

児童虐待の防止等に関する法律の規定による身分を証明する証票 (青少年家庭課) 1

公布された条例等のあらまし

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (規則第36号)

1 規則の概要

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う様式の整理 (様式第20号の 3 関係)

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第36号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則 (昭和27年島根県規則第72号) の一部を次のように改正する。

様式第20号の 3 裏面中「携帯させなければならない」を「携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない」に改める。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

告 示

島根県告示第281号

児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号) 第 8 条の 2 第 1 項、第 9 条第 1 項、第 9 条の 2 第 1 項及び第 9 条の 6 の規定による身分を証明する証票の様式を次のように定め、平成20年 4 月 1 日から施行する。

児童虐待の防止等に関する法律の規定による身分を証明する証票 (平成13年島根県告示第266号) は、廃止する。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 号

証 票

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2、第9条、第9条の2又は第9条の3の規定により立入調査等をする { 児 童 委 員 } であることを証明する。
{ 児童の福祉に関する事務に従事する職員 }

年 月 日 交付

(交付の日から1年間有効とする。)

島根県知事

印

児童虐待の防止等に関する法律抜すい

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを掲示させなければならない。

・ 略

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

略

(臨検、搜索等)

第 9 条の 3 都道府県知事は、第 8 条の 2 第 1 項の保護者又は第 9 条第 1 項の児童の保護者が前条第 1 項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所又は居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

略

(臨検又は捜索の夜間執行の制限)

第 9 条の 4 前条第 1 項の規定による臨検又は捜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

日没前に開始した前条第 1 項の規定による臨検又は捜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の提示)

第 9 条の 5 第 9 条の 3 第 1 項の規定による臨検又は捜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

第 9 条の 6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第 9 条の 3 第 1 項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第 2 項の規定による調査若しくは質問 (以下「臨検等」という。) をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(臨検又は捜索に際しての必要な処分)

第 9 条の 7 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第 9 条の 3 第 1 項の規定による臨検又は捜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

(臨検等をする間の出入りの禁止)

第 9 条の 8 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入入りすることを禁止することができる。

(責任者等の立会い)

第 9 条の 9 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第 9 条の 3 第 1 項の規定による臨検又は捜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者 (これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。) 又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第10条 児童相談所長は、第 8 条第 2 項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

・ 略

児童福祉法抜すい

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第 1 項第 3 号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見

人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- (1) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。
- (2) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

略

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

第61条の5 正当の理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50万円以下の罰金に処する。

縦16センチメートル、横10センチメートル